

定 款

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 荏原製作所

定 款

(2022年3月29日改正)

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社荏原製作所と称する。
- 2 当社の呼称は「荏原」とし、英文の表示はEBARA CORPORATIONとする。

(本店の所在地)

- 第 2 条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(目 的)

- 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 風水力機械、冷熱・空調機器、原動機、電気機械器具、電気通信機器、工作機械、一般機械器具、医療機器、自動制御機器、計測機器、分析機器、計量機器並びにこれらを含む装置類の製造及び販売
 2. 環境改善・衛生装置、給水装置、浄水装置、廃水・廃液処理装置、バイオ・化学装置等の製造及び販売
 3. 上下水道施設、清掃施設、工業廃水・廃液処理施設、廃棄物処理施設、環境改善・衛生施設、発電施設並びに同諸施設の副産品・再生品の製造及び販売
 4. ドライ真空ポンプ、精密洗浄装置、半導体製造装置等の精密・電子機器、装置の製造及び販売
 5. 前各号に掲げる機器、設備、装置、施設のコンサルティング・計画・設計・施工・経営及び管理
 6. 建設工事の請負・施工並びに計画・設計及び監理
 7. 環境改善及び環境保全に関するコンサルティング
 8. 飲料水、工業用水等各種処理水の供給事業
 9. 工業廃水・廃液、下水等各種汚水、各種汚染ガス及び各種汚染土壌の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業
 10. 一般・産業廃棄物の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業
 11. 電気の供給事業
 12. 医薬品・工業薬品、その他化学製品の製造及び販売
 13. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
 14. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス
 15. コンピュータシステムの運営管理の受託
 16. 情報処理機器及びその関連機器の製造、販売、賃貸及び保守
 17. 不動産の売買、賃貸借並びにスポーツ・観光施設の経営及び管理
 18. 総合リース・レンタル業
 19. 前各号に関連する輸出入・代理仲介業務
 20. 前各号に関連する附帯業務

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(単 元 株 式 数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(目的事項の制限)

第 16 条 株主総会においては、あらかじめ株主に通知した事項のほか他議にわたることができない。

(決 議 の 方 法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(選 任 方 法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は、15名以内とする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報 酬 等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取 締 役 会 長)

第 25 条 取締役会は、その決議によって取締役中より会長1名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 執行役

(選任方法)

第 29 条 執行役は、取締役会において選任する。

(任期)

第 30 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 31 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(代表執行役及び執行役社長)

第 32 条 取締役会は、その決議によって執行役中より代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって執行役社長1名を選定する。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。

(執行役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 6 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(選定方法)

第 34 条 取締役会は、その決議によって取締役中より指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員を選定する。

(委員会規則等)

第 35 条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則等による。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以 上